

平成 22 年

甲賀市入札監視委員会報告書

(平成 20・21 年度発注工事等審議結果)

目次

- 1 はじめに
- 2 甲賀市の公共工事入札・契約制度の状況
- 3 委員会審議経過
 - (1) 委員会開催状況
 - (2) 審議方法
 - (3) 審議内容
 - ア 入札方式別発注工事について
 - イ 抽出事案について
 - ウ 指名停止の状況について
 - エ 再苦情処理について
- 4 審議結果
- 5 付帯意見
- 6 委員会審議での主要な質問に対する回答
- 7 おわりに

1 はじめに

甲賀市入札監視委員会は、「公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、甲賀市の第三者機関として、平成 17 年 11 月 1 日に発足した。

委員会の任務は、(1)市が発注した工事等に関し、入札及び契約手続の運用状況について報告を受けること(2)市が発注した工事等のうち委員会が抽出したのものに関し、入札参加資格の設定方法及び指名競争入札に係る指名選定方法等の審議並びに意見具申又は報告をすること(3)公募型指名競争入札の非指名理由に対する再苦情を審査し、その結果を報告すること(4)指名停止又は警告若しくは注意の喚起に対する再苦情を審査し、その結果を報告すること(5)その他必要な事項についての調査及び意見具申又は報告をすることである。

入札・契約制度については、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な価格での入札、不正行為の排除の徹底といった観点のもと、新しい時代への対応に向けより良い入札等の制度改革の取り組みが求められているところである。当委員会は、委員会で抽出した事案について、市からの報告を受け、これらの観点から審議をしてきた。短時間での審議の中では十分に議論を尽くせなかった課題もあるが、平成 20 年度及び平成 21 年度の委員会での取り組みとその結果等をまとめ、市に対しての提言とするものである。

2 甲賀市の公共工事入札・契約制度の状況

市の公共工事等の発注にあたっては、建設工事契約の適正な締結を図るため、甲賀市建設工事契約審査委員会において、入札等の参加者の資格審査を行っている。審査委員会で諮る工事等の案件は、少額な随意契約の範囲(工事で130万円以下、委託で50万円以下、物品購入等で80万円以下)を超える契約、議会に付すべき契約及び当初契約に対し3割を超える変更契約の案件を対象としている。

一般競争入札については、一定金額(1億5千万円)以上の契約について制限付一般競争入札を導入している。指名競争入札は、平成20年度から工事発注量の減少に対応するため、従来の格付制度を廃止、発注基準に弾力を持たせた基準を基に、入札参加者の募集を行う「甲賀市方式受注希望型指名競争入札」を試行導入した。

公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、価格及び品質を総合的に評価して契約を行う総合評価方式の入札制度も試行的に導入し、順次対象工事の拡大を図っている。

予定価格については、土木・建築工事で事前公表をしていたが、予定価格が目安となり業者の見積努力を損なわせること等が懸念され、平成20年度から事後公表とした。

また、入札及び契約の過程、内容の透明性を高めるため情報の公開に取り組んでおり、インターネットの活用を積極的に図っている。

尚、市の公共工事等における入札状況及び随意契約の状況は下表のとおりとなっている。

入札状況 (平成20年度～平成21年度) 【契約検査課資料】

建設工事

区 分	平成20年度	平成21年度
一般競争入札	4	1
[内総合評価方式によるもの]	[1]	[1]
指名競争入札	118	131
[内総合評価方式によるもの]	[2]	[0]
件 数 合 計	122	132
落札率 (%)	82.06	81.39
落札額 (円)	3,063,364,000	1,888,245,500
予定価格 (円)	3,733,036,900	2,320,052,000

委託

区 分	平成20年度	平成21年度
一般競争入札	0	0
[内総合評価方式によるもの]	[-]	[-]
指名競争入札	84	85
[内総合評価方式によるもの]	[-]	[-]
件 数 合 計	84	85
落札率 (%)	86.24	86.51
落札額 (円)	408,183,900	424,128,095
予定価格 (円)	473,324,000	490,277,000

物品

区 分	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度
一般競争入札	0	0
[内総合評価方式によるもの]	[－]	[－]
指名競争入札	1 9	3 6
[内総合評価方式によるもの]	[－]	[－]
件 数 合 計	1 9	3 6
落札率 (%)	9 0 . 9 7	8 0 . 5 5
落札額 (円)	105,427,805	171,670,601
予定価格 (円)	115,894,070	213,112,822

合計

区 分	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度
一般競争入札	4	1
[内総合評価方式によるもの]	[1]	[1]
指名競争入札	2 2 1	2 5 2
[内総合評価方式によるもの]	[2]	[0]
件 数 合 計	2 2 5	2 5 3
落札率 (%)	8 2 . 7 6	8 2 . 1 6
落札額 (円)	3,576,975,705	2,484,044,196
予定価格 (円)	4,322,254,970	3,023,441,822

(注) 甲賀市では、委託、物品については、総合評価方式は採用していません。

随意契約状況 (平成 2 0 年度～平成 2 1 年度)

区 分	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度
建 設 工 事	1 8	9
委 託	2 2 8	1 9 5
物 品	2 4	2 0
件 数 合 計	2 7 0	2 2 4
落札率 (%)	9 7 . 9 1	9 6 . 4 6
落札額 (円)	2,160,260,742	2,352,392,377
予定価格 (円)	2,206,359,646	2,438,819,434

3 委員会審議経過

(1) 委員会開催状況

平成 20 年度臨時委員会 平成 20 年 9 月 22 日 (月)14:00～17:15

平成 20 年度第 11 回委員会	平成 20 年 10 月 22 日	(水)14:00～16:00
平成 20 年度第 12 回委員会	平成 21 年 2 月 17 日	(火)14:00～16:00
平成 21 年度第 13 回委員会	平成 21 年 6 月 3 日	(水)14:00～16:00
平成 21 年度第 14 回委員会	平成 21 年 10 月 14 日	(水)14:00～15:50
平成 21 年度第 15 回委員会	平成 22 年 2 月 10 日	(水)14:00～16:00
平成 22 年度第 16 回委員会	平成 22 年 6 月 2 日	(水)14:00～16:30

本委員会については、非公開とし、審議内容は後日会議録要旨により公表した。

(2) 審議方法

本委員会における審議対象は、甲賀市が発注した建設工事及び工事に係る調査、測量、設計等の委託業務で、それぞれ 1 千万円以上のものである。このうち定例会議の対象となる事案の抽出は、上記に定める審議対象発注工事等から、委員長を除く委員の輪番による抽出委員により事前に抽出されたものである。

定例会議においては、事務局より抽出事案に関して、競争入札参加資格をどのように設定したか、指名業者をどのように選定したか等の説明を行い、これらの設定又は選定行為が適切に行われているかについて審議を行った。

臨時の委員会では、指名停止に関する再苦情の審査を行い、入札監視委員会の意見書を市長へ提出した。

(3) 審議内容

ア 入札方式別発注工事について

イ 抽出事案について

ウ 指名停止の状況について

エ 再苦情処理について

4 審議結果

平成 20 年度から平成 21 年度の事業において抽出された事案（別紙審議抽出工事等一覧表）について、入札参加資格の設定及び指名業者の選定等は、定められた基準等に従い、公平かつ適正に処理されていた。また、同期間の指名停止の状況についても、1 件の再苦情申立てが提出されたものの、指名停止基準に従い適正に処理されていた。

以上により、平成 20 年度から平成 21 年度において執行された入札・契約の手続きは、適正なものと認められる。

5 付帯意見

本委員会の審議の過程において、各委員から提言のあった事項を次のとおり付帯意見

として報告する。

(1) 一般競争入札について

一般競争入札については、1億5千万円以上の工事で実施されているが、より一層の透明性、競争性の確保のため、県内他市の状況を考慮しながら拡大に努められたい。

(2) 総合評価方式による入札について

総合評価方式による入札については、平成19年度より試行的に実施されているが、業者の技術力向上の観点から評価点の改善を検討されたい。また、技術提案どおりの施工がされているかどうかを見極めるためには、中間検査が重要である。中間検査の充実を図られたい。

(3) 受注希望型指名競争入札について

受注希望型指名競争入札は、工事発注量の減少への対応と意欲のある業者の入札参加を促すため、平成20年度より試行実施されている。参加申込み資格は、経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の総合評価値と甲賀市が通知した主観点数の合計点により、条件を示している。この申込み条件である点数については、より競争性が高まるように、多くの業者が含まれる区分の選定に努められたい。

(4) 指名競争入札について

工事の専門性や特殊工法のため、県外業者のみでの指名競争入札が行われているケースがあるが、現下の厳しい経済情勢であることから、県内業者への発注が可能かどうか設計段階からの検討に努められたい。

(5) 随意契約について

随意契約については、目的、内容を十分精査し、厳格な適用に努められたい。また、落札率が高めに推移している状況が見られるので、他社からの見積りを取るなど、設計額の妥当性を検証できるよう努められたい。

電算システム保守業務委託のような業務は、システム導入業者との随意契約となるケースがあり、導入時にあたっては、維持管理費を含めたトータルの価格で選定が必要であるので、今後検討をされたい。

(6) 最低制限価格について

建設業を巡る状況が一層厳しくなる中で、ダンピングや下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の影響を避けるため、国の指導により、最低制限価格の引き上げが行われたところであるが、品質の良いものをいかに安く発注していくかの観点から、落札状況や経費の中身を検証し、最低制限価格の設定に努められたい。

(7) 低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度の導入については、現時点では市の執行体制や地元業者の体制から困難と思われるが、県内他市の状況も調査しながら研究に努められたい。

6 委員会審議での主要な質問に対する回答

入札契約制度に関して、審議過程において委員から出された主要な質問と、それらに対する回答は以下のとおりである。

主 要 な 質 問	回 答
<p>○一般競争入札について</p> <ul style="list-style-type: none">一般競争入札であるにも関わらず、参加者の顔ぶれが市内・準市内業者のみであるが、その理由は。	<ul style="list-style-type: none">大津土木事務所及び南部振興局管内に社屋（営業所）を構え、一定以上の能力を有する会社を対象としたが、結果的にはこの顔ぶれとなった。
<p>○総合評価方式による入札について</p> <ul style="list-style-type: none">総合評価方式における技術的所見の項目や配点、評価点数の決定は誰が行っているのか。総合評価方式にしたことにより、どのような影響があるのか。各社が申請書に記載する同種工事の施工実績については、どのようにして裏付けを取っているのか。また、人権問題に対する取組みについての裏付けは。	<ul style="list-style-type: none">小委員会を組織し検討を行ったあと、契約審査委員会で決定している。なお、項目や配点、評価点数の設定に当たっては、2名以上の学識経験者の意見も聴取している。品質が良くなり、甲賀市に対し貢献度の高い業者が有利になる。施工実績については、全国版のCORINSというシステムで確認をしている。人権研修については、契約検査課主催の研修や商工観光課が実施している企業研修の書類で確認をしている。
<p>○受注希望型指名競争入札について</p> <ul style="list-style-type: none">参加資格要件として経営審査の客観点数＋主観点数が850点以上とあるが、業者側はどのようにして主観点数を把握しているのか。完成工事高は130万円以上あれば良いことになっているが、130万円以上	<ul style="list-style-type: none">市から個別に通知している。契約審査委員会での審査を必要とする130万円以上で線を引いた。

<p>に設定した根拠は。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加者が入札までに、顔を合わせる機会はあるのか。 指名条件の総合評定点数は、工事種別で変えているのか。経営規模や業者数等も考慮しているのか。 抽出案件の2件の舗装復旧工事は、同じ条件か。 辞退で業者が減っても入札をするのか。 入札参加申込み条件の点数が880点以上となっているが、この点数より低い業者では施工は無理と判断したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加メンバーの事前公表はしていないので、当日でないと分からない。仕様書の配布時も受領一覧を作っていないので参加者にはメンバーが分からない。 予定価格を基準としているが、発注原課からの意向を受け工事の難易度も考慮して決めている。また、業者数も考慮している。 1件は市内業者が対象で、もう1件は市内業者のほかに準市内業者が入っている。一定の割合で準市内業者を入れている。 入札は2社以上あれば執行し、1社になれば入札は執行しない。再度、契約審査委員会に諮る。 施工に支障をきたす恐れがあると判断した。
<p>○指名競争入札について</p> <ul style="list-style-type: none"> 抽出事案の指名業者は、全て県外業者であるが、経営事項審査の評定値を900点未満にすれば県内業者が入ってくるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 900点未満の業者は、県内にあるが、今回の施工方法が特殊であり、県内に実績がある業者がいない。
<p>○随意契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> システム改修業務では、当初のシステム導入業者と契約を行う場合、業者側に主導権を握られた上での見積額とならないか。 雨水幹線函渠築造工事は、鉄道業者しか出来ないのか。 シルバー人材センターへの委託は、政策的な意図によるものか。 	<ul style="list-style-type: none"> 見積りを取り、より安い方を採用するなど見直しを行ったうえで、独自に設計をしている。 線路に平行しての工事であり、鉄道の影響範囲に入るため、鉄道の運行上、専門知識が必要なことから鉄道会社と協議を行い、協定を締結したものである。 政策的な意図であり、高齢者等の雇用の安定のため、高齢者でも安全にできる業務を選んで委託している。危険な業務

<ul style="list-style-type: none"> リサイクルセンター運營業務委託は、昨年度と同じ契約金額であるが、安くなる努力はしているのか。 	<p>や複雑な業務は、業者への発注となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃プラスチックのリサイクルの関係で処理量が昨年度より増えている。業者は努力をしていると判断している。
<p>○プロポーザル方式について</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊具設置工事をプロポーザル方式ですることの判断はどこがしたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事担当部からの提案を受け、契約審査委員会での審議により決定した。
<p>○最低制限価格について</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低制限価格の設定はどのようになっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 以前の国からの通知では、予定価格の2/3から8.5/10の範囲となっているが、最近の通知では、最低制限価格の引き上げを要請されている。平成21年9月1日以降の入札からは、70%から90%の金額の範囲内で設定している。

7 おわりに

入札及び契約手続きについては、入札の透明性・競争性・公平性を向上させるため、創意工夫を重ねその改善が求められている。今後、現行の入札制度にとらわれずシステム全般の改善策が常に重要との認識のもと、国、県などの入札等制度改革の動向を踏まえ、必要な改革に取り組まれることを強く望むものである。

平成22年 8月 3日

甲賀市入札監視委員会

委員長 加納 正雄